

岩手県告示第294号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 陸前高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 陸前高田都市計画道路事業 3・5・14号西和野山苗代線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 平成26年岩手県告示第439号の事業地のうち陸前高田市高田町字中和野地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年6月6日から平成32年3月31日まで